

令和 4 年

第 10 回 農業委員会会議録

阿 蘇 市 農 業 委 員 会

令和4年 第10回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年10月11日（火曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	古閑 隆一	2番	古澤 一雄	3番	石本 健二	4番	岩下 浩徳
5番	井手 孝義	6番	田代 純一	7番	檜木 すみ子	8番	竹原 真理子
9番	山口 正孝	10番	岩下 保男	11番	知里口 香穂里	12番	山内 市男
13番	西村 豊治	14番	田嶋 政隆	15番	今村 光也	16番	梅井 浩二
17番	黒川 龍己	18番	和田 敏喜	19番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1番	中村 秀政	2番	市原 英一	3番	今井 健一	4番	佐藤 範一
5番	五嶋 誠次	6番	山本 利幸	7番	藤井 博徳	8番	河崎 利徳
9番	永野 成男	10番	白石 正明	11番	竹原 忠信	12番	古木 雄三
13番	山中 健二	14番	大友 浩喜	15番	佐藤 弘明	16番	室 恒和
17番	園田 賢臣	18番	高木 正明	19番	江藤 則一	20番	野上 勝喜
21番	山本 眞一						

＊新型コロナウイルス感染防止のため、出席を求めています。

5 議事

- ・報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第35号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第37号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第38号 空き家に付随した特例面積適用農地の指定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村文広 参事 佐藤克昭

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 16 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 10 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。 それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議 長 皆さん、こんにちは。農繁期のお忙しいところ総会に出席ありがとうございます。新型コロナウイルスの感染は落ち着きを見せておりますが、まだまだご注意ください。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 9 番委員をお願いします。

唱和・・・・・・（省略）

ありがとうございました。

議 長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 7 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 7 件、第 4 条によるもの 5 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 6 件、利用権の設定 11 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名 4 件、空き家に付随した特例面積適用農地の指定が 2 件を議題とします。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、1 番委員、2 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 10 号の 7 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 7 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議 長 報告第 10 号について質問はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 質問がないようですので、以上で報告第 10 号を終わります。続きまして、議案第 35 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 7 件、4 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 35 号農地法第 3 条による許可申請の 7 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 7 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条7件は決定します。

つづきまして、第4条5件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第35号農地法第4条による、転用許可申請の5件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から5番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々は、大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました5番委員より、転用案件について説明をお願いします。

5番委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JR 宮地駅から南東へ約1kmのところになります。 申請面積は3,530㎡の敷地に、繁殖牛舎1棟(1,790㎡)、農業用倉庫2棟(830㎡)、ロール等の資材置場を計画するものです。 なお、申請人と申請人の父は、昭和57年頃と平成11年頃に転用許可を受けて畜産施設等の整備を行いましたが、今回事業を継承する準備を進める中で今回の申請箇所の転用申請が漏れていることに気が付いたとのことで、始末書が添付されております。 農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、農業振興地域整備計画における当該申請地について、農用地利用計画を農業用施設用地に変更しており、農業用施設用地は、農業の振興に資する施設として転用が可能となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から西へ約120mのところになります。 申請面積は731㎡の敷地に、アパート(建築面積472.6㎡)の建設を計画するものです。 農地区分は、阿蘇市役所から半径300m以内にある第3種農地となります。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、JR 滝水駅から南西へ約4.2kmのところになります。 申請面積19,321㎡の敷地に、スギ3,860本の植林を計画するものです。 農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。代替地の検討を行った結果の計画となります。

○ 4条順位4番を説明します。

申請地は、JR 波野駅から南へ約4.4kmのところになります。 申請面積4,061㎡の敷地に、スギ800本の植林を計画するものです。 なお、申請人は約50年前に農地法の規定を知らずに植林を行っており、始末書が添付されております。 農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位5番を説明します。

申請地は、JRいこいの村駅から北西へ約600mのところになります。申請面積268㎡の敷地に牛の運動場を計画するものです。農地区分は、農地の広がりがある10ha以上の第1種農地ですが、例外により農業用施設を設置する場合は転用が可能となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。
(発言なし)

議長 それでは、4条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、4条5件は決定します。
これで議案第35号3条、4条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第36号所有権移転の6件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。
順位1番から6番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第36号の所有権移転について何か質問はありませんか。

17番農業委員 順位3番の圃場整備外の畑で、72万5千円となっていますが、場所的にどのような農地ですか。畑の金額としては高額に思えるのですが理由がありますか。

事務局 場所的には、大和ハウスと畜協阿蘇支所の近くになります。この農地については、登記地目上は畑ですが、現況は田で灌漑用のポンプ場も備わっており、優良農地で今後施設園芸を行う方が買う予定でこの金額となっております。

17番農業委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので所有権移転6件は決定します。

議長 次に議案36号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第36号2番の利用権設定の11件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位11番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 議案第36号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので利用権設定11件は決定します。

議長 これで議案第36号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第37号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から4番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委員と農業委員16番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と農業委員11番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と農業委員11番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の11番委員と農業委員8番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案37号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案37号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり決定します。

議長 続いて議案第38号空き地に付随した特例面積適用農地の指定について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。空き家の所有者が所有している農地を空き家取得に限って農地法3条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 班長を務められた5番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

5番農業委員 空き家に付随した農地の指定について説明します。

○ 順位 1 番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北西へ、約 2 k m のところです。申請面積は、5 3 2 m²と 5 6 m²の 2 筆合計 5 8 8 m²で、空き家の売却とともに農地を売却したいため申請するものです。現況は、遊休状態です。

○ 順位 2 番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南東へ、約 1.7 k m のところです。申請面積は、2 5 1 m²と 4 2 9 m²の 2 筆合計 6 8 0 m²で、空き家の売却とともに農地を売却したいため申請するものです。現況は、遊休状態です。

調査班としては、空き家に付随する農地として該当すると判断しております。

議 長 ありがとうございました。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

(意見なし)

議 長 何か質問や意見はありませんか。

1 2 番農業委員 空き家に付随農地は、地元で買い手が着くような情報が地元は知っているのですか。

1 5 番農業委員 順位 2 番の地元の農業委員ですが、この農地は、宅地の前後についている庭先農地ですので、空き家を買う方以外には買えないものと思われます。

1 2 番農業委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 3 8 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 8 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 1 0 回総会を閉会いたします。